

FSC 中核的要求事項に関する方針声明

当社は FSC-CoC 規格 (FSC-STD-40-004 V3-1EN) で示される中核的労働要求事項を尊重し、森林認証に係る労働者の人権を擁護するために以下の通り方針表明します。

1. 児童労働の禁止

国内法令が定める雇用最低年齢に満たない児童を就労させません。

2. 強制労働の排除

いかなる就業形態においても、不当な労働を強制しません。

3. 職業と雇用における差別の撤廃

基本的人権を尊重し、国籍・人種・出身地・性別・宗教・疾病・障がいに対する差別、ハラスメント等、人権を無視する行為を行いません。

4. 結社の自由および団体交渉権の尊重

労働環境賃金水準などの労使間協議を実現する手段としての結社の自由および団体交渉権を尊重いたします。

2022年 8月 1日

株式会社アート・ブリッジ

代表取締役 橋田 弘輝